

## 公益財団法人荒川区芸術文化振興財団後援名義基準

平成 14 年 5 月 16 日制定

A C C 本部発第 61-2 号

(目的)

第 1 条 この基準は、文化団体等が荒川区において自主的に開催する芸術文化事業活動に対して、公益財団法人荒川区芸術文化振興財団（以下「甲」という。）が、その団体に対して後援名義を承認する場合に必要な事項を定める。  
(後援団体等)

第 2 条 甲が後援する団体（個人又は法人格を有しない団体を含む。以下「乙」という。）は、次の各号を満たすものとする。

- (1) 乙の目的及び事業が、荒川区の芸術文化振興に寄与するものであること
- (2) 乙の目的及び事業が、政治的、宗教的関わりのないこと
- (3) 前項の規定にかかわらず、理事長が特に認めたもの

(後援対象事業)

第 3 条 後援事業は、乙が実施する事業で、次の各号を満たすものとする。

- (1) 事業が、主として荒川区民を対象としたものであること
- (2) 事業の目的が、甲の定款第 3 条の趣旨に合致しているものであること

(事業後援の方法等)

第 4 条 事業後援の方法は、次の各号のとおりとする。

- (1) 乙がポスター・チラシ等に、甲が後援する旨を表記することを承認する。
- (2) 甲の承認した事業については、「ほっとタウン」に、掲載することができる。
- (3) 甲は、後援についての事業経費の負担はしないものとする。

(事業の取消し)

第 5 条 甲の名義使用の事業として、相応しくない行為等があった場合には、承認を取消することができる。

(後援申請)

第 6 条 事業の後援申請を希望する団体は、事業後援申請書（別紙）に、次に掲げる書類を添付し、甲に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業収支予算書
- (3) 団体に関する資料
  - ア. 規約及び役員名簿
  - イ. 過去の事業実績
  - ウ. その他理事長が必要とする資料

(その他)

第7条 (1) 後援事業等に変更があった場合は、乙は、直ちに変更の届出をするものとする。

(2) 乙は、事業終了後には、事業報告書を提出するものとする。

附 則

この基準は、平成14年5月16日から適用する。

附 則

この基準の改正は、平成16年6月1日から適用する。

附 則

この基準の改正は、平成24年4月1日から適用する。

別紙

平成 年 月 日

公益財団法人荒川区芸術文化振興財団

理事長 殿

住 所

団 体 名

代表者氏名

印

連絡担当者氏名

連絡担当者電話

公益財団法人荒川区芸術文化振興財団後援名義使用申請書

下記の事業を実施するにあたり、貴財団の後援を申請いたします。

記

事業名	
事業目的	
主催者	
実施日時	平成 年 月 日 ( ) 時 分
実施会場	
入場料等	円 全席指定・全席自由・その他 ( ) ・ 無
備考	

※事業計画書、事業収支予算書、規約、役員名簿、過去の事業実績等を添付すること

平成 年 月 日

公益財団法人荒川区芸術文化振興財団  
理事長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名 印  
連絡担当者氏名  
連絡担当者電話

公益財団法人荒川区芸術文化振興財団後援名義使用事業報告書

下記の事業の実施を完了するにあたり、後援名義使用事業報告書を提出いたします。

記

事業名	
公演日時	平成 年 月 日 開場 開演
会 場	
料 金	[ 全席自由・全席指定・その他 ( ) ]
主催等	
入場者数	
備 考	

※事業収支決算書を添付

ACC 発第 号  
平成 年 月 日

代表  
様

公益財団法人荒川区芸術文化振興財団  
理事長

公益財団法人荒川区芸術文化振興財団後援名義使用について（承認）

平成 年 月 日付けで申請のあった公益財団法人荒川区芸術文化振興財団後援名義の使用について、下記の通り承認します。

#### 記

1 事業名

2 実施日 平成 年 月 日( )  
時～ 時

3 会場

4 承認の条件

- (1)名義の使用にあたっては、「ACC公益財団法人荒川区芸術文化振興財団後援」とすること。
- (2)公益財団法人荒川区芸術文化振興財団は、この事業経費の負担は致しません。
- (3)公益財団法人荒川区芸術文化振興財団の名義使用の事業として、相応しくない行為等があった場合には、承認を取消す場合があります。
- (4)事業等に変更があった場合には、直ちに変更の届出をすること。
- (5)事業終了後には、事業報告書を提出すること。